

仕 様 書

環境政策局北部クリーンセンター

(担当 前田、志村 電話 075-873-3020)

件 名	京都市北部クリーンセンター灯油地下タンク定期点検業務委託
契 約 期 間	令和8年8月1日から令和8年9月30日まで
契 約 条 件	<p>1 委託業務概要 北部クリーンセンターに設置されている灯油地下タンクについて、消防法第14条3の2の規定に基づく定期点検のうち、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの有無の点検を行い、その点検記録を作成すること。</p> <p>2 履行場所 京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地 北部クリーンセンター</p> <p>3 灯油地下タンク概要</p> <ul style="list-style-type: none">・タンク種類：鋼製タンク・貯蔵物：灯油・容量：50k1・設置方法：タンク室・数量：1基・完成検査済証交付日：平成18年7月24日・前回点検日：令和7年8月12日 <p>4 委託業務内容 北部クリーンセンターに設置されている灯油地下タンクについて、消防法第14条3の2の規定に基づく定期点検のうち、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの有無の点検を行い、その点検記録を作成すること。作成部数は2部とする。</p> <p>漏れの有無については、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(平成16年3月18日消防危第33号、最終改正令和元年8月27日消防危第120号)により点検すること。</p> <p>点検記録の様式は受託者の自社様式とし、点検記録と写真で構成すること。</p> <p>不具合箇所が発見された場合は異常箇所を特定するとともに、その原因を報告すること。</p>
5 点検日時	令和8年8月1日から8月31日までの期間中、月曜日から金曜日及び午前9時から午後5時までの間に行うこと。北部クリーンセンターの担当者と協議のうえ、点検日時を決定すること。

6 点検に必要な資格等

受託者は危険物の規制に関する規則第62条の6に従い、危険物取扱者、危険物施設保安員または危険物取扱者の立会いを受けた者であり、かつ、点検の方法に関する知識及び技能を有する者に業務を行わせること。

7 支払条件

契約期間終了後、全額を支払う。

8 その他

- (1) 給油所周辺では、火気を一切使用しないこと。
- (2) 保守点検に必要な機器、工具及びウエス等の消耗品は受託者の負担とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項が発生したとき、または疑義が生じたときは北部クリーンセンターの担当者と協議すること。